

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ル カ リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 山 田 進 太 郎
(コード番号：4385 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 長 澤 啓
TEL. 03-6804-6907

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 18,159,500 株
- かかる募集株式総数のうち、日本国内における募集（以下、「国内募集」という。）に係る募集株式数は 4,288,700 株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。）に係る募集株式数は 13,870,800 株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（平成 30 年 6 月 11 日）に決定される予定であり、その決定については当社取締役社長に一任する。募集株式総数については、平成 30 年 6 月 1 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 募集株式の払込金額 未 定（平成 30 年 6 月 1 日開催予定の取締役会で決定する予定である。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 6 月 18 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 6 月 11 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内募集
- 発行価格での一般募集とし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社SBI証券、岩井コスモ証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。
- ② 海外募集
- 海外募集については、Morgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、J. P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、SMBC Nikko Capital Markets

Limited 及び Mizuho International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③ 国内募集、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とする。

④ 本件募集、下記 2. の引受人の買取引受による売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及び Morgan Stanley & Co. International plc とする。

- | | |
|------------------------|--|
| (6) 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成 30 年 6 月 11 日に決定する予定である。) |
| (7) 申 込 期 間
(国 内) | 平成 30 年 6 月 12 日 (火曜日) から
平成 30 年 6 月 15 日 (金曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 平成 30 年 6 月 19 日 (火曜日) |
| (10) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) | 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |
| (12) | 前記各項のうち、国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記 2. の引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。 |

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 22,554,800 株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は 14,648,200 株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「海外売出し」という。）に係る売出株式数は 7,906,600 株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日（平成 30 年 6 月 11 日）に決定される予定であり、その決定については当社取締役社長に一任する。売出株式総数については、今後変更される可能性がある。

- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による国内売出し

ユナイテッド株式会社	4,500,000 株
グローバル・ブレイン 5 号投資事業有限責任組合	3,173,600 株
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	1,907,500 株
三井物産株式会社	1,308,400 株
テクノロジーベンチャーズ 3 号投資事業有限責任組合	1,111,200 株
富島寛	500,000 株
GMO VenturePartners 3 投資事業有限責任組合	476,800 株

石塚亮	400,000株
ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合	373,800株
猪木俊宏	240,000株
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	222,400株
胡華	216,000株
石川篤	120,000株
株式会社 suadd	33,000株
山田佐知子	24,000株
Kevin Linn	13,700株
Puneet Shah	12,800株
鶴岡達也	12,000株
Eunsun Yen	3,000株

② 海外売出し

WiL Fund I, L.P.	2,426,700株
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	2,122,900株
Globis Fund IV, L.P.	1,272,300株
山田進太郎	1,150,200株
株式会社日本政策投資銀行	934,500株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社SBI証券、岩井コスモ証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについては、Morgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、J.P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びMizuho International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未 定（上記1.における発行価格と同一とする。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。

(8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。

(9) 前記各項を除くほか、本引受人の買取引受による売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。

(10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本引受人の買取引受による売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 2,840,500 株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しを全く行わない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、平成30年6月11日に決定される予定である。）
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 大和証券株式会社 2,840,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定（上記1.における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の国内募集又は上記2.の引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 2,840,500 株
- (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 未 定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成30年7月18日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成30年7月19日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年6月11日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で大和証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）による募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未 定（上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、本件第三者割当増資に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本件第三者割当増資も中止される。

5. 引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）の件

当社は上記1.の国内募集及び上記2.の引受人の買取引受による国内売出しにおいて、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち

470,600株を上限として売付けることを引受人に要請する予定である。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）である。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 普通株式 18,159,500 株

(国内募集 4,288,700 株、海外募集 13,870,800 株)
最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を
勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 22,554,800株

(引受人の買取引受けによる国内売出し 14,648,200株、海外
売出し 7,906,600株)
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を
勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 2,840,500 株

(2) 需要の申告期間 平成 30 年 6 月 4 日(月曜日)から
平成 30 年 6 月 8 日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成 30 年 6 月 11 日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による
需要状況等を総合的に勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成 30 年 6 月 12 日(火曜日)から
平成 30 年 6 月 15 日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成 30 年 6 月 18 日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成 30 年 6 月 19 日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする本件第三者割当増資の決議を行っております。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しのために貸株人から借入れる株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返却します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成 30 年 7 月 13 日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	117,171,822株	
公募増資による増加株式数	18,159,500株	
公募増資後の発行済株式総数	135,331,322株	
第三者割当増資による増加株式数	2,840,500株	(最大)
第三者割当増資後の発行済株式総数	138,171,822株	(最大)

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額（国内募集における手取概算額 10,267 百万円及び海外募集における手取概算額 33,833 百万円）及び本件第三者割当増資の手取概算額上限 6,799 百万円については、連結子会社への投融資を含めた当社グループの運転資金として 11,324 百万円を、借入金返済資金として 29,781 百万円（平成 30 年 6 月期：762 百万円、平成 31 年 6 月期：10,061 百万円、平成 32 年 6 月期：7,027 百万円、平成 33 年 6 月期以降：11,929 百万円）を充当する予定であります。当社グループの運転資金については、日本及び海外において当社グループが運営する CtoC マーケットプレイス「メルカリ」等のユーザ数拡大に向けたオンライン広告、TVCM、キャンペーン等に係るポイント付与等の広告宣伝費として 11,324 百万円（平成 31 年 6 月期：7,009 百万円、平成 32 年 6 月期：4,315 百万円）を充当する予定であります。なお、残額は将来におけるサービス付加価値向上のための広告宣伝費、開発に係る人件費等の投資資金等に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200 円～2,700 円）の平均価格（2,450 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後、成長投資への資金需要及び財務状況に応じて配当を含めた株主還元の基本方針を見直し、株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去2決算期間の配当状況(連結)

	平成28年6月期	平成29年6月期
1株当たり当期純損失金額(△)	△3.18円	△36.65円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—
自己資本当期純利益率	—	—
純資産配当率	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純損失金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。平成28年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人かつ貸株人である山田進太郎、売出人であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、Wil Fund I, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO Venture Partners 3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤錬、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聡太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城讓、益田尚、藤崎研一郎及びその他役員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本件募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。))を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オフERINGに関連して、親引け先である当社従業員持株会に対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

また、上記に加えて、当社の株主であるユニテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オフERINGにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成30年5月14日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。